

## 石川県資源管理方針

### 第1 資源管理に関する基本的な事項

#### 1 漁業の状況

本県の海面漁業は、平成30年の生産量で約6.2万トン、生産額は約17億円にのぼり、全国的には中位に位置している。また、漁業就業者数は、約2.4千人であり、能登地方をはじめとする本県の多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

#### 2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第6条の規定に基づき、国とともに、資源管理を適切に実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

### 第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

### 第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

#### 1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

#### 2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに留保枠を設けることができることとする。

#### 3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記1及び2の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

### 第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とす

る。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。ただし、水産資源の特性及び採捕の実態を勘案して、漁獲量の総量の管理を行うことが適当でないとき認められるときは、漁獲努力量の総量の管理を行うものとする。

## 第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

### 1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

### 2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせて、資源管理を行うものとする。

法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

### 3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

## 第6 その他資源管理に関する重要事項

### 1 漁獲量等の情報の収集

- (1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うため

にも重要である。

(2) 漁獲量等の情報は、法第 26 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（法第 58 条において準用する法第 52 条第 1 項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（法第 90 条第 1 項）においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(3) また、これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえ、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集・処理することで、適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

## 2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

## 3 種苗放流等の取組

種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組は、資源管理の一環として実施することから、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

新たに種苗放流等を実施する水産資源については、資源水準の回復にその取組の有効性が認められる場合に、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとし、当該水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

これまで種苗放流等を実施してきた水産資源については、種苗放流等の効果の検証の結果、その取組の有効性が認められるものであって、その造成の目的を達成していないものは、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとする。

なお、当該検証の結果、当該水産資源の造成の目的を達成したものやその効果の認められないものは、種苗放流等を実施しないこととする。

## 4 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び石川県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

## 第7 石川県資源管理方針の検討

法第 14 条第 8 項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね 5 年ごとに、石川県資源管理方針についての検討を行うとともに、石川県資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも 5 年ごとに見直しを行うものとする。

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 さんま」から「別紙1-8 ずわいがに日本海系群A海域」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙1-1 さんま)

第1 特定水産資源

さんま

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 石川県知事管理漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、さんまの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

石川県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がさんまを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を石川県知事管理漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

石川県知事管理漁業区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。また、当該区分における漁獲努力量の管理措置として、本県においては、さんまを目的とする採捕は行わないこととする。

漁業の種類	漁獲努力量
定置漁業（法第60条第3項に規定する定置漁業のうち、石川県知事の免許に基づく漁業をいう。）	63（単位：免許統数）

第5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし

(別紙1-2 まあじ)

第1 特定水産資源

まあじ

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 石川県知事管理漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

石川県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する漁業（大臣許可漁業を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を石川県知事管理漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

石川県知事管理漁業区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
中型まき網漁業（法第57条に基づき、石川県知事が許可する中型まき網漁業をいう。）	6（単位：許可等の件数）
定置漁業（法第60条第3項に規定する定置漁業のうち、石川県知事の免許に基づく漁業をいう。）	63（単位：免許統数）

第5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし

(別紙 1 - 3 まいわし対馬暖流系群)

第 1 特定水産資源

まいわし対馬暖流系群 (以下「まいわし」という。)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 石川県中型まき網漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

中型まき網漁業 (法第 57 条に基づき、石川県知事が許可する中型まき網漁業をいう。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内

2 石川県その他漁業 (定置漁業等)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

石川県に住所又は主たる事務所その他の所在地がある者がまいわしを採捕する漁業 (石川県中型まき網漁業区分の対象とする漁業及び大臣許可漁業を除く。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の 10 日まで

- ② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から 3 日以内

### 第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

#### 1 管理区分への配分の基準

漁獲可能量から県の留保を除いた数量を、直近 3 年間のそれぞれの知事管理区分における漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、それぞれの知事管理区分に配分するものとする。

#### 2 県の留保

県の留保は、年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊の可能性等を勘案して定めるものとし、大臣管理区分や他の都道府県との間の融通等において必要となる数量もここに含めることができる。留保の数量は、管理年度当初に石川県に配分される漁獲可能量のおおむね 2 割とする。また、当該留保については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、まいわしの回遊状況等を踏まえ、石川海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

ただし、いずれかの知事管理区分において、当該管理期間中の漁獲量が当該知事管理区分の漁獲可能量の 8 割を超えた場合は、当該管理区分に対して、あらかじめ石川海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた数量を、県の留保から配分することができることとする。

#### 3 管理区分間の漁獲可能量の融通

石川県中型まき網漁業区分及び石川県その他漁業区分の間で漁獲可能量の融通を行う場合は、石川海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要となる数量を相互に融通することができることとする。

#### 4 管理年度途中における配分の基準

管理年度の途中において、国の留保からの漁獲可能量の再配分、大臣管理区分若しくは他の都道府県との間の漁獲可能量の融通等が実施されることに伴って本県の漁獲可能量が増加した場合、当該増加分の漁獲可能量（追加配分量という。以下同じ。）については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、まいわしの回遊状況等を踏まえ、石川海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

ただし、いずれかの知事管理区分において、当該管理期間中の漁獲量が当該知事管理区分の漁獲可能量の 8 割を超えている場合は、追加配分量については、県の漁獲可能量に対して配分があった時点で、ただちに当該管理区分に対して、あらかじめ石川海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた数量を配分することができることとする。



第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項  
該当なし

第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の85%を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-4 くろまぐろ(小型魚))

第1 特定水産資源

くろまぐろ(小型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 石川県定置網漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下この別紙において同じ。)

② 対象とする漁業

ア 定置漁業(法第60条第3項に規定する定置漁業のうち、石川県知事の免許に基づく漁業をいう。)

イ 小型定置漁業(法第60条第5項第2号に規定する第二種共同漁業(石川県知事の免許に基づくものに限る。)及び調整規則第4条第1項第14号に掲げる漁業をいう。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内

2 石川県漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

石川県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ(小型魚)を採捕する漁業(石川県定置網漁業区分の対象とする漁業及び大臣許可漁業を除く。)

③ 漁獲可能期間

周年

## (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

### ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその日の属する月の翌月の10日まで

### ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

## 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

### 1 管理区分への配分の基準

漁獲可能量から県の留保を除いた数量を、それぞれの知事管理区分における漁獲量規制が始まる以前の直近3年間（平成22年1月1日から平成24年12月末日まで）の漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、それぞれの知事管理区分に配分するものとする。

### 2 県の留保

県の留保は、年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊の可能性等を勘案して定めるものとし、管理年度当初に石川県に配分される漁獲可能量のおおむね1割を留保とする。また、当該留保については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、くろまぐろ（小型魚）の回遊状況等を踏まえ、石川海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

ただし、いずれかの知事管理区分において、当該管理期間中の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の8割を超えた場合は、ただちに当該管理区分に対して、あらかじめ石川海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた数量を、県の留保から配分することができることとする。

### 3 管理区分間の漁獲可能量の融通

知事管理区分の間で漁獲可能量の融通を行う場合は、石川海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要となる数量を相互に融通することができることとする。

### 4 管理年度途中における配分の基準

管理年度の途中において、国の留保からの漁獲可能量の再配分、大臣管理区分若しくは他の都道府県との間の漁獲可能量の融通等が実施されることに伴って本県の漁獲可能量が変更となる場合は、石川県定置網漁業区分の漁獲可能量を変更するものとする。

## 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

## 第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について法第 31 条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-5 くろまぐろ(大型魚))

第1 特定水産資源

くろまぐろ(大型魚)

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 石川県定置網漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域(漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号)第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下この別紙において同じ。)

② 対象とする漁業

ア 定置漁業(法第60条第3項に規定する定置漁業のうち、石川県知事の免許に基づく漁業をいう。)

イ 小型定置漁業(法第60条第5項第2号に規定する第二種共同漁業(石川県知事の免許に基づくものに限る。)及び調整規則第4条第1項第14号に掲げる漁業をいう。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内

2 石川県漁船漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

石川県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ(大型魚)を採捕する漁業(石川県定置網漁業区分の対象とする漁業及び大臣許可漁業を除く。)

③ 漁獲可能期間

周年

## (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

### ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

### ② 知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量等の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

## 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

### 1 管理区分への配分の基準

漁獲可能量から県の留保を除いた数量を、それぞれの知事管理区分における直近3年間の漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、それぞれの知事管理区分に配分するものとする。

### 2 県の留保

県の留保は、年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊の可能性等を勘案して定めるものとし、管理年度当初に石川県に配分される漁獲可能量のおおむね2割を留保とする。また、当該留保については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、くろまぐろ（大型魚）の回遊状況等を踏まえ、石川海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要とする知事管理区分に配分するものとする。

ただし、いずれかの知事管理区分において、当該管理期間中の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の8割を超えた場合は、ただちに当該管理区分に対して、あらかじめ石川海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めた数量を、県の留保から配分することができることとする。

### 3 管理区分間の漁獲可能量の融通

知事管理区分の間で漁獲可能量の融通を行う場合は、石川海区漁業調整委員会の意見を聴いて必要となる数量を相互に融通することができることとする。

### 4 管理年度途中における配分の基準

管理年度の途中において、国の留保からの漁獲可能量の再配分、大臣管理区分若しくは他の都道府県との間の漁獲可能量の融通等が実施されることに伴って本県の漁獲可能量が変更となる場合は、石川県定置網漁業区分の漁獲可能量を変更するものとする。

## 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし

## 第5 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について法第31条に定める場合に該当するか否

かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙1-6 するめいか)

第1 特定水産資源

するめいか

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 石川県知事管理漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、するめいかの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

石川県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がするめいかを採捕する漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第77条第1項第2号に掲げる小型するめいか釣り漁業及び大臣許可漁業を除く。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を石川県知事管理漁業区分に配分する。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

石川県知事管理漁業区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
中型まき網漁業（法第57条に基づき、石川県知事が許可する中型まき網漁業をいう。）	6（単位：許可等の件数）
小型底びき網漁業（法第57条に基づき、石川県知事が許可する小型機船底びき網漁業（手繰り第一種漁業）をいう。）	113（単位：許可等の件数）
定置漁業（法第60条第3項に規定する定置漁業のうち、石川県知事の免許に基づく漁業をいう。）	63（単位：免許統数）

第5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし



(別紙 1 - 7 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群)

第 1 特定水産資源

まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群 (以下「さば」という。)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 石川県知事管理漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、さばの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

石川県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がさばを採捕する漁業 (大臣許可漁業を除く。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を石川県知事管理漁業区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

石川県知事管理漁業区分においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業の種類	漁獲努力量
中型まき網漁業 (法第 57 条に基づき、石川県知事が許可する中型まき網漁業をいう。)	6 (単位: 許可等の件数)
定置漁業 (法第 60 条第 3 項に規定する定置漁業のうち、石川県知事の免許に基づく漁業をいう。)	63 (単位: 免許統数)

第 5 その他資源管理に関する重要事項

該当なし

(別紙 1 - 8 ずわいがに日本海系群 A 海域)

第 1 特定水産資源

ずわいがに日本海系群 A 海域 (以下「ずわいがに」という。)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 石川県知事管理漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、ずわいがにの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

石川県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がずわいがにを採捕する漁業 (大臣許可漁業を除く。)

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を石川県知事管理漁業区分に配分する。

第 4 管理年度途中における配分の基準

管理年度の途中において、国の留保からの漁獲可能量の再配分、大臣管理区分若しくは他の都道府県との間の漁獲可能量の融通等が実施されることに伴って本県の漁獲可能量が変更となる場合は、石川県知事管理漁業区分の漁獲可能量を変更するものとする。

第 5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

漁業者自身による自主的な資源管理の取組は引き続き重要であることから、知事は、漁業者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる実施状況の検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第 6 その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について法第 31 条に定める場合に該当するか否

かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 85 パーセントを超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。